

消費税率引上げに伴う留意事項

平成 26 年 3 月

日本商工会議所

このたび消費税法の改正により、平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5%から 8%に変更されることとなりました。

これに伴う変更点につきまして、下記のとおりご案内させていただきます。

記

【振込手数料】～平成 26 年 4 月 1 日より～

特定原産地証明書の発給手数料を振込（事前振込/後日払い）で納付いただく場合、利用される金融機関によりましては、振込手数料が変更される可能性があります。発給手数料をお振込みの際は、金額にお間違えのないようご留意願います。

万一、振込金額が発給手数料額に満たない場合は、不足額を追加でお振込みいただき、着金を確認できた後に証明書の発給となります。

【郵送料金】～平成 26 年 4 月 1 日より～

特定原産地証明書を郵送で受け取る場合、代金引換郵便の料金が下記のとおり変更されますのでご了承ください。

（料金内訳例）

・ 郵送料（重さにより変動あり）	120 円（120 円の場合は変更なし）
・ 簡易書留	300 円 → 310 円
・ 代金引換	250 円 → 260 円
・ 振替手数料	120 円 → 130 円

790 円 → 820 円

以上